

任を負いません。大地震などの不可抗力による商品の滅失による船積み遅延は、債務者の責に帰すべき事由には該当しないことから、これによって履行が遅滞した場合にも売主は債務不履行の責任を負担しません。この場合に、売主の義務は消滅せず、売主は不可抗力事由がなくなれば商品を引き渡す義務を負い、買主はその引渡しを受領し、代金を支払う義務を負います。ただし、売主による合理的な代替商品の引渡し著しく遅れるなどの事情がある場合には、買主は事情の変更の原則により契約を解除できると考えられます。

② また、契約の準拠法が日本法以外の場合でも、現在では、大陸法系の法律でも、英米法系の法律でも、当事者が契約当時予期しなかった天災による義務の履行の遅延については、免責されると解するのが一般です。ただし、本件のような場合に法律上、売主は買主に対する通知義務を負うなどの細部の点は、国によって異なる可能性がありますので、専門家のアドバイスを受ける必要があります。

## 第10

### 銀行・証券取引法関係

#### Q162

被災して通帳も印鑑も失いましたが、預金の払戻しは可能ですか。

A

大蔵省・日銀・郵政省の指導により、各金融機関は、

(1) 預金について

- ① 預金証書や通帳を紛失した場合でも、本人であることを確認して払戻しに応じる。
- ② 届出の印鑑がない場合は、拇印で応じる。
- ③ 定期預金、定期積金の期限前の払戻しやこれらを担保にした貸付に応じる。

(2) 郵便貯金・簡易保険について

貯金通帳や保険証書・印鑑がなくても、運転免許証や健康保険証、パスポートなどで本人確認できれば、払戻し(20万円まで)や支払に応じること。

ただし、いずれの場合も、金融機関により証書の有無などによって、支払限度を定めている場合がありますので、各金融機関に問合せをして下さい。

(3) 金融機関側から見ると、簡易払戻しにより預金者本人以外の者に

支払をした場合に果たして免責されるのかという問題が生じます。銀行取引約定書の免責規定や民法478条の債権の準占有者に対する弁済は通常の場合を前提にしていますから、簡易払戻しと免責の調和を図る必要があります。

## Q163

支払義務を負っている被災者が、金融機関が閉鎖され、送金ができない場合は、遅れて送金することは差し支えありませんか。

A

(1) 金銭債務は不可抗力によって免責されません(民法419条2項)。

しかし、クレジット債務の支払については、当事者間で合意した金融機関の預金口座からの引落しによって支払うとの弁済方法についての特約が成立しているのですから、金融機関の閉鎖により、債務の履行が不可能となった場合は遅滞の責めを負わないとの考えもあります(NBL411号39頁以下)。

また、宮城県沖地震の場合に信販会社で特別措置を取ったところがありますので、各信販会社・クレジット会社などに問合せを下さい。

(2) 銀行の振込依頼書のなかには、「やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延などによって振込が遅延することがあっても、当行は責任を負いません」との免責文言が入っているものがあります。送金したはずなのに取引の決済ができなかった責任をめぐって、振込依頼者との間でトラブルになるおそれがあり

ますが、相手方と協議するほかないでしょう。

## Q164

今回の震災に伴い手形や小切手などの支払呈示はどうなりますか。

A

(1) 呈示に関する原則

手形は、「満期又はこれに次ぐ2営業日以内」に支払場所に呈示することが必要です(手形法38条)。また、小切手は、「振出日から10日以内」に支払場所に呈示することが必要です(小切手法29条)。

(2) 呈示できなかったケース

今回の地震のため、所定の期間内に支払場所に呈示できなかったケースは、次の3種類ではないかと思われます。

- ① 取立委任・割引などによりすでに銀行に持ち込まれていたが、震災により手形交換制度に支障が生じたため(1月17日～1月23日まで手形交換が行われなかった)、呈示できなかったケース
- ② 震災により、手形・小切手が一時紛失したために、銀行への持込みが遅れ、呈示できなかったケース
- ③ 震災により、手形・小切手が焼失・滅失など完全に紛失したため、呈示できないケース

(3) 呈示に関する今回の特例措置

手形交換所では、震災に伴う特例措置として、呈示期間を経過した手形・小切手についても、地震の影響によるとの事情が認められ

れば手形交換呈示を行っています。上記①のケースは、すでに上記特例措置において処理されています。上記②のケースで、まだ銀行に持ち込んでいない手形がありましたら、呈示期間内に呈示できなかった事情を説明して至急、銀行に持ち込んで下さい。適法な呈示になるという保証はありませんが、手形法54条、小切手法47条の趣旨に従い、円滑な決済ができるよう支払銀行側（手形債務者）と協議してもらって下さい。各手形交換所の加盟銀行は、配慮をしてくれるはずです。上記③のケースでは、除権判決を検討する必要があります。

## Q165

今回の震災により所定の呈示期間内に呈示できなかった手形・小切手の権利関係はどうなりますか。

A

### (1) 手形・小切手上の権利の種類

手形には、「振出人（為替手形では引受人）に対する手形金請求権」と「手形が不渡りになった場合の裏書人らに対する遡求権」が認められています。

また、小切手には、「振出人に対する小切手金請求権」と「小切手不渡りの場合の振出人らに対する遡求権」が認められています。

### (2) 手形金請求権について

振出人又は引受人に対する手形金請求権は、もともと所定期間内に呈示できなかった場合でも影響を受けません。呈示期間内に呈示できなかった場合でも、手形所持人は、振出人に手形金額を請求す

ることができます。ただし、利息金は、「満期以降」ではなく、手形を呈示して請求した日の翌日から支払日まで年6%となります。

### (3) 遡求権について

手形・小切手に認められる裏書人らに対する遡求権は、原則として、所定の呈示期間に支払場所に呈示したことが要件となります。ただし、不可抗力によって所定の呈示期間に呈示できない場合は、呈示期間が伸長されます（手形法54条、小切手法47条）。今回の震災も、不可抗力によるものと考えられ、呈示できるような状況になってから「遅滞なく」呈示すれば、仮に手形・小切手が不渡りになっても、裏書人などに請求することができます。いつまでに呈示すれば「遅滞なく」呈示したことになるかはケース・バイ・ケースであり、手元に手形・小切手がある場合は、直ちに、銀行に持ち込んで呈示する必要があります。

なお、不可抗力に基づく呈示期間の伸長の場合は、手形・小切手の所持人は、遅滞なく裏書人らに対してその旨の通知をすべきとされています。この通知を怠っても、遡求権自体は認められますが、事情によっては手形・小切手金額の全部又は一部について裏書人らに請求できなくなることもあります。

また、遡求権は、呈示された時に振出日欄や受取人欄が空白になっている手形・小切手には認められません。今から、手形・小切手を銀行に持ち込む場合は、必ず、振出日欄や受取人欄を確認し、空欄になっていれば適宜記入したうえで、銀行に持ち込んで下さい。

### (4) 遡求権が認められない場合の裏書人に対する対応

遡求権は、前述のとおり呈示可能となった時から遅滞なく呈示しなければ認められません。遅滞なく呈示しなかった場合は、裏書人

らに請求することはできないのです。ただし、手形・小切手授受の直接の相手方に対しては、売買代金債権、請負代金債権、貸金債権などの原因関係上の権利を行使することが考えられます。

## Q166

今回の震災に伴う、手形・小切手の不渡処分や銀行取引停止制度の運用はどうなっていますか。

A

### (1) 不渡処分・銀行取引停止処分の原則

交換呈示された手形・小切手について決済資金が不足するなどの原因で手形・小切手が決済できない場合は、手形・小切手には「資金不足」等の付箋を付けて所持人に返還され、一方不渡処分が行われます。さらに、6カ月以内に2回以上不渡処分を受けますと、銀行は、以後2年間、貸付取引及び当座取引を拒否します(銀行取引停止処分)。

### (2) 不渡処分・銀行取引停止処分に関する特例措置

以上が原則ですが、支払銀行では呈示された手形について決済資金が不足する以上、「資金不足」の付箋を付けて不渡返却しますが、手形支払人の申出によりその資金不足が震災に帰因するという事情があると認められる場合には同付箋に「なお、1.17地震による」というなお書きを付け、上記「不渡報告」への記載を猶予します(不渡処分の猶予)。

この取扱いがいつまでなされるか、今のところまだ決まっていません。

### (3) 不渡処分・銀行取引停止処分猶予後の処理

- ① 不渡処分猶予の期限及びその後の処理については、不渡処分が猶予されるだけで、免除されているわけではありません。
- ② では、猶予された不渡処分を、将来確実に免れる方法はどうするか。速やかに、一旦不渡りになった手形などの決済資金を準備することが必要です。その後、「不渡手形の再交換制度」(今回の特例措置の一つです)を利用します。手続は次のとおりです。
  - ア 振出人(為替手形の引受人)において、一旦不渡りになった手形について決済資金が準備できた場合は、その旨を速やかに取引銀行及び手形の所持人に連絡する。
  - イ 連絡を受けた手形所持人は、一旦不渡りになった手形を再度銀行に持ち込み、銀行にアの連絡があった旨を説明する。
  - ウ 手形を持ち込まれた銀行は、振出人の取引銀行に連絡し、事実関係を確認する。
  - エ 銀行間において、手形決済資金が準備できたことを確認できた場合は、手形を再度、手形交換所を通じて交換呈示して、手形を決済する。
  - オ 銀行及び手形交換所において、手形が決済された事実が確認できるので不渡処分はなされない。
- ③ この不渡手形の再交換制度に代えて、不渡処分猶予後、速やかに、その手形などの振出人が手形・小切手の所持人に送金することも考えられます。別途、送金すれば、後日、不渡処分を受けることはありません。なお、振出人が別途送金した事実を銀行に知らせておかないと、銀行には別途送金した事実がわからないまま、後日、不渡処分をする可能性があるものと思われます。別途、送

金があった場合は、所持人及び振出人双方から関係銀行にその旨の通知をする必要があります。すでに、別途送金方法により手形などを決済された場合は、振出人及び所持人双方から関係銀行への連絡を速やかに行ってください。

④ ③よりも②の方法が確実であり、②の方法をおすすめします。

(4) 振出人において決済資金を準備できない場合

上記の(2)の場合、不幸にして、後日になっても、振出人らが手形・小切手を決済する資力がなければ、不渡処分・銀行取引停止処分は確定してしまいます。手形・小切手の所持人としては、振出人らに対する訴訟・強制執行などによる回収・遡求権の行使などを検討するほかありません。

## Q167

手形・小切手を地震で焼失・滅失・紛失しました。どう対処したらよいのですか。

A

(1) 原則

手形・小切手金の支払を受けるためには、法律上、手形・小切手を現に所持しており、支払と引換えに、同手形・小切手の現物を振出人に交付する必要があります。また、手形・小切手を直接授受した当事者間には、売買代金債権、請負代金債権等の請求権(原因関係上の債権)がありますが、これら原因関係上の債権についても、手形・小切手と引換えでなければ、支払う必要がないとされています。

(2) 公示催告及び除権判決

このような場合、手形・小切手を喪失した人は、簡易裁判所に、公示催告の申立て及び除権判決の申立てをし、除権判決を得た後に、振出人に手形・小切手金を請求し、また、手形・小切手を直接授受した相手方に原因関係上の債権の支払を求めることになります。なお、これらの手続には1年(早くても10ヵ月)程度の期間と5万円前後の費用(申立費用・官報公告費など。なお、弁護士手数料は別途)がかかります。

(3) 公示催告及び除権判決における注意事項

(2)に関連して注意すべき点を二つあげます。

① 公示催告、除権判決の申立てをしても、手形・小切手債権の時効は中断しません。また、原因関係上の債権の時効も中断しません。ケースによっては、これらの手続に併せ、時効中断の手続が必要になります。なお、時効中断のためには、必ずしも手形・小切手の呈示を要しないとされています(最高裁昭和38年1月30日判決・民集17巻1号99頁, 同昭和39年11月24日判決・民集18巻9号1952頁)。

② 除権判決を得ても、所定の呈示期間内に手形・小切手を呈示しなかった事実は残りますから、遡求権の行使はできないものと思われ(この点について触れた文献が見当たらず、断言はできません)。ただ、実際の例は少ないと思いますが、震災により、振出人も手形・小切手を直接授受した相手方も倒産し、中間裏書人だけが震災を免れた場合には、切実な問題です。なお、手形法54条は、不可抗力が満期から30日を超えて継続した場合は、手形を呈示しなくても、遡求権を行使できる旨定めています。地震自体で

はなく、地震による手形喪失が「不可抗力の継続」に当たるのかは、検討する余地があるのではないかと思います。なお、この場合にも、遡求権の履行と手形の交付は引換えにする必要があり、法律上、除権判決を得る必要があります。また、遡求権の時効中断措置も必要です。

(4) 念書などによる事前簡易支払

以上が法律的に見た場合の説明ですが、いずれにしても、現実的に支払を受けるまでには、相当期間を要し、その間、資金繰りに重大な影響を被る可能性があります。そこで、振出人が永年の取引先で信用されているような場合には、「事後的に公示催告手続及び除権判決手続を受けること、もし他に手形上の権利を主張する者が生じた場合には、その解決について一切の責任を取る」との念書を差入れ、除権判決前に支払を受けられるよう交渉してみるのも一方法です。

しかし、この方法は、相手方が承諾して初めて可能な方法です。

Q168

震災時、株式売買の決済代金の支払について特別取扱いがありますか。

**A** 次に掲げるような特別措置を取っているようですが、詳しくは各証券会社に問い合わせて下さい。

- (1) 日本証券業協会によれば、本来、4営業日目と規定されている株式の売買代金の受渡期日を延期する。

- (2) 株式の売却代金の一定金額（証券会社によって金額は20万～50万と異なる）を即日支払う扱いをする。

Q169

株券を地震で失ってしまいました。再発行はしてもらえますか。

**A** 原則として、株券などの有価証券（その証券を所持していない限り、権利行使ができない権利が証券に化体している証券）は、簡易裁判所に、公示催告を申し立てて、その証券の失効を宣言してもらい、再発行を求めるほかありません。その手続などについてはQ167を参照して下さい。